

令和6年度省エネ住宅普及啓発セミナー開催業務 企画提案公募要領

1 目的

県では、カーボンニュートラル社会の実現を目指して、令和2年8月に「ゼロカーボンやまがた2050（2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す表明）」を宣言しており、今後、県民・事業者・行政などあらゆる主体が一体となって脱炭素に取り組んでいく必要がある。

本県で排出される二酸化炭素のうち家庭からの排出割合は約2割と、全国の割合を上回っており、カーボンニュートラル社会の実現に向けては家庭における省エネ対策や創エネをさらに進める必要がある。そこで、冷暖房などのエネルギー消費を抑えることができる高断熱・高气密住宅やZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）について、県民に対する普及啓発や県内の設計事業者・施工事業者の技術力向上を図ることで、住宅の脱炭素化を促す。

2 委託業務

- (1) 業務の名称 令和6年度省エネ住宅普及啓発セミナー開催
- (2) 業務内容 別添「令和6年度省エネ住宅普及啓発セミナー開催業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (4) 提案上限額 2,194千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 応募資格及び失格事由に関する事項

(1) 応募資格

応募できる者は、以下のすべての要件を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

イ 公募の開始から企画提案書等を提出するまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されていない者でも、参加可能とする。

ウ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。

エ 次のいずれにも該当しないこと。

（ア） 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

（イ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

ア 本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき

イ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で示した要件に適合しないとき

エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

オ 提案の内容が提案上限額を上回るとき

4 企画提案内容

(1) 実施方針

(2) 企画内容

ア 実施内容 (それぞれの企画構成)

(ア) 県民向けセミナー (セミナー・体験見学会)

(イ) 技術者向けセミナー (技術研修会・実地研修会)

イ 体験見学会・実地研修会における連携先

ウ 開催規模 (参加想定人数)

エ 事業効果を高める工夫

(3) 参加者募集方法

ア セミナー参加者の募集方法

イ 事業発信方法

(4) 事業効果の測定方法

(5) 実施体制

ア 実施体制

イ 実施スケジュール

ウ 事業遂行能力

5 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 参加申込書（様式第1号）	1部
イ 企画提案書（様式第2号）	各4部
ウ 見積書（様式第3号）	
エ 誓約書（様式第4号）	各1部
オ 山形県税及び消費税を滞納していないことを証明する書類 ※山形県税に附帯する税外収入を含む。また、非課税のものを除く。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。	
カ 会社概要等を記載したパンフレット等 ※定款又は寄附行為、役員名簿（法人格をもたない場合は、運営規約や役割分担を明示した組織図等）、直近の決算書又はこれに類する書類	

【留意点】

- ① 上記ア～エは、別に定める様式に沿って作成すること。
- ② 上記オの証明する書類は複写したもので差支えない。山形県競争入札参加資格者である場合は、上記オの提出は不要。

(2) 提出期限

- ア 参加申込書（様式第1号）、誓約書（様式第4号）、山形県税及び消費税を滞納していないことを証明する書類、会社概要等を記載したパンフレット等
令和6年4月5日（金）午後5時
- イ 企画提案書（様式第2号）、見積書（様式第3号）
令和6年4月15日（月）午後5時

(3) 提出先

「11 事務担当」に同じ。

(4) 提出方法

「11 事務担当」宛てに持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までに提出先に持参すること。

(5) 参加辞退

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 事務担当」に報告すること。

6 質問及び回答

- (1) 企画提案書の作成等に係る質問は、「質問書（様式第5号）」により行うものとする。電話や口頭での質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「令和6年度省エネ住宅普及啓発セミナー開催業務への問合せ」として、「11 事務担当」宛てに送信すること。

- (3) 質問書の受付期間は令和6年4月5日（金）午後5時までとする。
- (4) 質問への回答は、県ホームページにおいて行う。
ただし、各提案者の独自企画に関わることについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

7 審査

県は、参加者の中から本業務の受託候補者を選定するための審査委員会を開催する。

- (1) 審査は、事前に提出された企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションにより実施する。
- (2) 各委員の審査結果を集計し、平均点が60点以上の企画のうち、各委員の審査結果の最高点の提案者が一致する場合、当該提案者を最優秀提案者として選定する。各委員の審査結果が最高点の提案者が一致しない場合及び同点の提案者がいる場合は、委員間の協議により最優秀提案者を選定する。提案者が1者のみである場合でも同様に審査を行う。
- (3) プレゼンテーションの期日・実施方法については別途通知する。
- (4) 評価項目、評価の視点、配点は別表のとおり。

8 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面で通知する。なお、審査結果に関する質問には応じない。

9 今後のスケジュール（予定）

項目	日時
参加申込書（様式第1号）等提出期限	令和6年4月5日（金）午後5時
募集内容に関する質問受付期限	令和6年4月5日（金）午後5時
企画提案書（様式第2号）等提出期限	令和6年4月15日（月）午後5時
審査会（プレゼンテーション）の開催	令和6年4月下旬
審査結果の通知	令和6年4月下旬
委託契約締結	令和6年5月上旬

10 その他

- (1) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- (4) 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出書類は返却しない。
- (5) 提案者が無い場合には、一旦企画提案の公募を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- (6) この公募及び契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。

11 事務担当

山形県環境エネルギー部環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 県庁7階
電子メール：ykanki@pref.yamagata.jp